

災害時要援護者の把握方法について

災害時要援護者支援の取組には、平常時から要援護者を把握しておくことが必要です。既に多くの自治会・町内会では自主的に名簿を作成しており、訪問等に活用しています。

また、横浜市でも、区と協定を締結した自主防災組織（自治会・町内会など）に災害時要援護者名簿を提供していますので、地域の実情に合った方法をご検討ください。

■ 地域で独自に要援護者を把握する＝手上げ方式

自治会・町内会が呼びかけて、本人やご家族から災害時に支援を必要とする旨を自主的に申し出ていただく方法です。区役所が提供する名簿とは違い、対象者の範囲（○歳以上ひとり暮らし、障害を持った方、妊娠婦など）は地域で設定できます。

自治会・町内会の呼びかけの手法としては、説明会の開催や回覧板・掲示板での周知などがあります。自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域のネットワークを利用して顔見知りから声をかけることなどにより、自主的に申し出ていただくように働きかけることも効果的です。

■ 区役所の保有する情報の提供を受ける＝同意方式 または 情報共有方式

横浜市では、特に自力での避難行動が困難と想定される方々について、名簿を作成しています。自治会・町内会などの自主防災組織は区と協定を結ぶことで名簿の提供を受けることができます。

区名簿対象者要件（平成28年12月現在）

- ① 介護保険要介護・要支援認定者のうち
 - ・要介護3以上の方
 - ・一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ・認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度が2以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

名簿提供の方式について

区役所からの名簿提供については、次の2つの方式から選択ができます。

- ① 同意方式 災害時要援護者名簿への登録について、要援護者（区名簿対象者）に**同意確認**を行い、**同意のあった方のみ**の個人情報を名簿に掲載し、自治会・町内会等に提供する方式
- ② 情報共有方式 災害時要援護者名簿への登録について、要援護者（区名簿対象者）に**事前通知**を行い、**拒否の意思表示がない限り**、個人情報を名簿に掲載し、自治会・町内会等に提供する方式

